

人権シンポ in かながわ 2017

2017 **土**
1/21
10:00~
入場無料

会場

横浜市技能文化会館

(〒231-8575 横浜市中区万代町2丁目4番地7)

シンポジウム

10:00~12:00
2階ホール

「障がいのある人の現在、過去、未来」

～権利条約と障害者差別解消法を社会の隅々に、一人ひとりに問われること～

講師: 藤井 克徳さん

(日本障害フォーラム幹事会議長 NPO法人日本障害者協議会代表)

シンポジウム

10:00~12:00
8階802研修室

「決済サービスと消費者被害」

講師: 池本 誠司さん ほか

(埼玉弁護士会会員・内閣府消費者委員会委員長代理)

シンポジウム

10:00~12:00
8階801研修室

「身近な自然を守る」

～北川湿地の保全活動を振り返って～

講師: 横山 一郎さん

(三浦・三戸自然環境保全連絡会代表)

贈呈式・表彰式

12:30~14:00
2階ホール

神奈川県弁護士会人権賞贈呈式

法に関する作文コンクール表彰式

シンポジウム

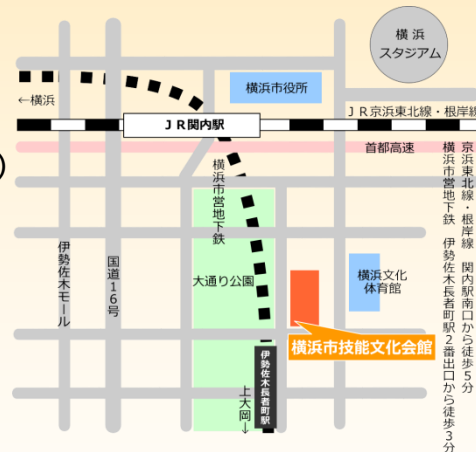
14:30~16:30
2階ホール

「政治的中立性って何だ?!」

講師: 木村 草太さん

(首都大学東京大学院社会科学部教授(憲法学専攻))

※当日12:15より、2階で入場整理券を配布します(先着350名)。



(写真: 木村 草太さん)

主催



神奈川県弁護士会

Kanagawa Bar Association

横浜弁護士会は2016年4月1日に「神奈川県弁護士会」へ会名を変更しました。

問い合わせ先

神奈川県弁護士会 業務課

TEL 045-211-7705 (平日9:00~12:00、13:00~17:00)

ホームページ <http://www.kanaben.or.jp/>



人権シンポ in かながわ 2017

2017年1月21日(土) 横浜市技能文化会館

2階ホール

シンポジウム 10:00~12:00

「障がいのある人の現在、過去、未来」

～権利条約と障害者差別解消法を社会の隅々に、
一人ひとりに関われること～

主催：高齢者・障害者の権利に関する委員会

平成28年7月に発生した「津久井やまゆり園」事件は、すべての人に大きな衝撃を与えました。障害者差別解消法の施行など、障がいの有無にかかわらず共生社会への道のりが進むとする矢先の出来事でした。

障がい者の権利擁護活動に長年携わり、「内閣府障がい者制度改革推進会議」の議長代理などを務めた藤井克徳さんを講師にお迎えして、過去の歴史も踏まえながら、やまゆり園事件のもつ意味から、現在における障がいある人を取りまく問題について検討し、進むべき未来について考えます(手話通訳、要約筆記あり)。

贈呈式・表彰式 12:30~14:00

神奈川県弁護士会人権賞贈呈式

神奈川県内で人権侵害に対する救済活動、人権思想の普及・確立のための活動、その他人権擁護のための活動をされた個人・団体に人権賞を贈呈します。

表彰状の贈呈のほか、受賞者から喜びの声をいただきます。

法に関する作文コンクール表彰式

中高生を対象にした作文コンクールを実施しました。中・高生それぞれに最優秀賞、優秀賞の表彰を行います。

シンポジウム 14:30~16:30

「政治的中立性って何だ?!」

主催：憲法問題対策本部・人権擁護委員会

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、主権者教育は益々重要となっています。

一方で、学校教育では、教師は「個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること」が求められており、政治的論争のある問題を授業で取り上げること自体を躊躇させるような現状があります。

政治的中立性とは何か、TV、新聞などで注目の新進気鋭の憲法学者木村草太さんと考えます。

※当日12:15より、2階で入場整理券を配布します(先着350名)。

8階802研修室

シンポジウム 10:00~12:00

「決済サービスと消費者被害」

主催：消費者問題対策委員会

キャッシュレス時代が到来し、日常生活でも、クレジットカードや電子マネー、スマホ端末などで決済する場面が増えています。しかし、生活が便利になる一方で、悪徳業者たちは、その仕組みを利用し、さらに決済代行業者などを介在させることで、法の網をくぐり、新たな消費者被害を発生させています。新しい決済サービスの仕組みを学び、被害の実態にも触れながら、悪質業者に不法な利益を得させないためにはどうしたらよいか、一緒に考えていきましょう。

8階801研修室

シンポジウム 10:00~12:00

「身近な自然を守る」

～北川湿地の保全活動を振り返って～

主催：公害・環境問題委員会

神奈川県は、西部に広がる森林地帯だけでなく、都市化の進む地域でも、未だに多様な自然環境が遺されています。

しかしながら、今なお続く宅地や工業用地等の開発によって、神奈川県のみどりは減少を続けています。

かつて三浦半島の南部にあった奇跡の谷戸「北川湿地」の保全活動に取り組みされた横山一郎さんをお招きし、身近な自然を保全していくための手法や法的問題点を、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。



当会では、イベントの内容を記録し、また成果普及に利用する為、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。本イベントでは、司会者等を除き、撮影は背後からのみ行います。写真や映像に映りたくない方は、会場の後方にご着席されますようお願いいたします。